

公募型企画競争公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和2年1月22日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構本部
総務部長 大門 龍生

1 競争に付する事項

- (1) 件名
独立行政法人国立病院機構における医師（病院）賠償責任保険契約
- (2) 業務内容
競争説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
競争説明書による。
- (4) 納入場所
独立行政法人国立病院機構本部の指定する場所
- (5) 選定方法
競争説明書に定める総合評価方式をもって行う。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格の「役務の提供等」においてA等級に格付けされ、全国8ブロックにおいて競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3 提案書及び見積書の提出場所等

- (1) 提案書及び見積書の提出場所、契約条項を示す場所、競争説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒152-8621
東京都目黒区東が丘2丁目5番21号
独立行政法人国立病院機構本部 総務部広報文書課法令係
電話 03-5712-5062
- (2) 競争説明書の交付方法及び期間
上記3(1)の交付場所において、公告日から令和2年2月5日（水）まで（土・日及び祝日を除く。）の9時30分から12時まで及び13時から17時までの間

に、別添「機密保持に関する誓約書」を提出した者に対して交付する。やむを得ず来所が困難な者については、郵送（郵送費用は請求者負担とする）にて交付するため、上記（１）の問い合わせ先へ期日に余裕をもって連絡すること。

（３）競争説明会の日時及び場所等

本件については省略

（４）提案書及び見積書の提出期限

提案書：令和２年２月１９日（水）１７時

見積書：令和２年２月２８日（金）１７時

（郵送する場合には提出期限までに必着のこと）

（５）提案書及び見積書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。なお、郵送の場合は提出期限の日までに必着のこと。）

なお、見積書については厳封のうえ、封皮に『令和２年３月４日開封「独立行政法人国立病院機構における医師（病院）賠償責任保険契約」見積書在中』と朱書きすること。

（６）見積書開封の日時及び場所

令和２年３月４日（水）１４時 ３２会議室（機構本部３階）

（７）その他

提出された提案書及び見積書は返却しない。

５ その他必要な事項

（１）競争及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（２）契約保証金 免除

（３）参加者に要求する事項

この競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類として、競争説明書に定める提案書等を指定する期日までに提出しなければならない。参加者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４）競争参加の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した提案書及び見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書及び見積書は無効とする。

（５）確認書作成の要否 要

（６）契約の相手方の決定方法

競争に参加する者の必要参加資格に関する事項を満たす者から受理した提案書及び予定価格の制限の範囲内の見積書をそれぞれ点数評価し、当該点数を合計して得た数値が最も高い者を第一交渉権者として決定する。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から１０日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

（７）その他 詳細は競争説明書による。

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人国立病院機構
本部総務部長 大門 龍生 様

住所（所在地）：

氏名（法人名）： 印
（代表者名）：

電話番号： _____

メールアドレス： _____

_____（以下「当社」という。）は、貴機構が病院賠償責任保険契約（以下「本件目的」という。）を実施するにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報の取扱いに関し、次の各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本誓約書における機密情報（以下「本件機密情報」という。）とは、本件目的の実施に当たって書面・口頭その他開示の方法を問わず貴機構から当社に対して開示される一切の情報を言います。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- 一 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報
- 二 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報
- 三 当社が本件機密情報を利用せずに独自に開発した情報
- 四 貴機構から書面により開示の承認を得た情報

（機密情報の取扱いの期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 当社は、貴機構が本件機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示かを問わない。）を行わないことを了承します。

2 当社は、本件機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、本件機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、又は公表しません。

2 当社は、当社およびその関連会社の社内において、本件目的の実施に関係する必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び従業員に対しては、一切本件機密情報を開示せず、また本件機密情報の開示を受ける役員及び従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう、万全の措置を講じます。

(機密情報の取扱いの例外)

第5条 当社は、次に掲げる者に対して、本件機密情報のうち合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- 一 本件機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者
- 二 顧問弁護士、会計監査人
- 三 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- 四 裁判所、行政庁又はその他の団体等から法令に基づき本件機密情報の開示に係る命令又は要請等を受けた場合における当該裁判所、行政庁又は団体等

(善管注意義務)

第6条 当社は、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた本件機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を、善良なる管理者の注意をもって保管及び使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに貴機構の指示に従い、本件機密情報を貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取り扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上